

ASBJ「純資産の部」の特徴 —企業会計基準第5号に関する検討—

池 田 幸 典

Characteristics of ASBJ's Net Assets with Special Reference to ASBJ Statement No.5

Ikeda Yukinori

Summary

This paper examines the concept of net assets in the Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) Statement No.5 and ASBJ's conceptual framework, institutionally. "Net assets," according to the ASBJ, are divided into owners' equity and items other than owners' equity. Moreover, net income corresponds to owners' equity, and comprehensive income corresponds to net assets including items other than owners' equity. In terms of net assets, "items other than owners' equity" are a part of net assets. Conversely, in the right of owners' equity, "items other than owners' equity" represent substantial mezzanine.

In the concept of equity in the conceptual framework of other standard setters such as the Financial Accounting Standards Board (FASB) and the International Accounting Standards Board (IASB), residual concept is linked with owners' interest concept. On the other hand, in the concept of net assets outlined by the ASBJ, residual concept is divided with owners' interest concept. But in essence, equity concept means owners' interest as well as residual. Hence a further theoretical examination of equity concept is needed. Furthermore, as the existence of substantial mezzanine results from theoretically inconsistent criteria for distinguishing between liability and equity, we must develop logically consistent criteria to more clearly discern one from the other.

1. 検討の背景

2005年12月に、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」と略称）より企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』（以下「企業会計基準第5号」と略称）が公表され、

「資本の部」は、「純資産の部」¹と改められることになった。この企業会計基準第5号は、さきにASBJより公表された討議資料『財務会計の概念フレームワーク』（以下「討議資料」と略称）を参考にしつつ、国際的動向を踏まえて作成されたものである（秋葉 [2006] 25頁）。では企業会計基準第5号の「純資産の部」は、どのような特徴を有しているのか。

そこで本稿では、討議資料の「純資産」と、企業会計基準第5号の「純資産の部」に焦点を当て、「純資産の部」の制度的特徴について検討する。

2. 従来の資本の部の会計処理について

まず、ASBJの純資産について検討する前に、従来の資本の部について見ておこう。従来、資本の部は、大別すれば拠出資本と留保利益に分けられていた。企業会計原則（1974年以降）は、当時の商法の配当規制に沿う形で、資本金・資本準備金・利益準備金を法的に維持すべき資本（配当不能資本）、その他の剰余金（任意積立金、当期末処分利益）を配当可能資本としていた（森川 [2002] 21-22頁）。その後のASBJ企業会計基準旧第1号『自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準』では、資本の部をその発生源泉に従って、資本金、資本剰余金、利益剰余金、その他有価証券評価差額金、自己株式に分けていた。しかし、この時点で既に拠出資本・留保利益の区分（剰余金区分）と配当規制は切り離されている（野口 [2002] 19-20頁）。

従来は、旧商法の影響により、資本取引の範囲を決め、それ以外の取引から生じた項目は負債もしくは収益とする方法によって負債の部と資本の部が区分されていた。ここでは「株主との、株主としての取引」を資本取引と呼び、そして株主は現実に株式を持っている者を指す（株式を持つ可能性のある者は除かれる）。その方法は、これまでの新株予約権の会計処理に如実に現れている。新株予約権は、従来の日本の会計制度では、単独では株主の社員としての権利を有しないので、仮勘定として流動負債に計上しておき²、それが行使されて株式が発行されれば株式発行の対価として資本の部に振替え、行使されずに消滅すれば収益として計上していた（『金融商品に係る会計基準に関する意見書』第Ⅲ部七の1）。つまり、行使されれば資本取引、行使されねば損益取引と、後から判断していた。

しかし全てがそのように区分されてきたわけではなく、その他有価証券評価差額金のように、項目によっては負債を確定する方法に基づいて、負債ではないとして資本の部に計上されることもある（『金融商品に係る会計基準に関する意見書』第Ⅲ部四の2（4））、少数株主持分のように、負債でも親会社に帰属する資本でもないために負債の部と資本の部の中間に置かれている（『連結

1 なお、企業会計基準第5号では「純資産の部」と呼んでいるが、ASBJ討議資料では「純資産」と呼んでいる。本稿ではASBJ討議資料の記述については「純資産」と呼び、ASBJに関するそれ以外の記述については「純資産の部」と呼ぶ。しかし従来の日本の会計制度では、純資産の部は「資本の部」と呼ばれていたため、過去の日本の会計制度に関連した記述では「資本の部」と呼ぶ。また、これらは、諸外国の概念フレームワークで「持分 (equity)」と呼ばれているものと同じとはいえないものの、類似しているため、日本の会計制度の記述に関係しない場合には「持分」と呼ぶことにする。

2 現在では純資産の部に計上される。（企業会計基準第5号、第7項、および企業会計基準第10号『金融商品に関する会計基準』、第38項（2））。

財務諸表制度の見直しに関する意見書』第二部二の2)項目もあった。

その結果、会計制度全体では、負債の部と資本の部の区分のあり方は、負債を確定して資本の部を残余として扱う方式と、資本取引の範囲を決め、それ以外の取引から生じた項目を負債もしくは収益とする方式とが混在している。この方法では、負債の部および資本の部に含まれる項目について、首尾一貫した説明が不可能となる³。

3. ASBJにおける「純資産」「純資産の部」について

では、ASBJの「純資産」「純資産の部」はどのような構造になっているのか。まず、企業会計基準第5号の「純資産の部」の基になっている、ASBJ討議資料の「純資産」について見ておこう。討議資料では、負債を確定する形で負債と純資産を区分し、そして、純資産内部の区分を行うために、資本取引をメルクマールとして、純資産を「報告主体の所有者である株主（連結財務諸表の場合には親会社株主）に帰属する資本」（以下「株主に帰属する資本」と呼ぶ）⁴と「その他の要素」⁵に分ける（ASBJ基本概念ワーキング・グループ[2004]第6-7項）。ここでは、「包括利益と純資産」、および「純利益と株主に帰属する資本」という、2つの連携が想定されている（徳賀[2005]171頁）。ここでの株主は、げんに株式を所有している者を指し、株式を持つ可能性のある者や少数株主は含まれていない。

「包括利益と純資産」の連携からみれば、負債でない項目はすべて純資産に計上される。しかし、「その他の要素」に含まれる項目は評価・換算差額、新株予約権、少数株主持分であり（ASBJ基本概念ワーキング・グループ[2004]第7項）、これらには、負債にも株主に帰属する資本にも合致しないこと以外の共通性が見出せない。そのため、株主に帰属する資本から見れば、「その他の要素」は、負債でも株主に帰属する資本でもない、中間項目⁶といえよう。

「純利益と株主に帰属する資本」の連携から見れば、負債を確定し、さらに負債以外の項目に対して、資本取引による貸方項目を、株主に帰属する資本として確定する方式を適用する形で、負債と株主に帰属する資本とその他の要素が区分されている。

討議資料を参考にして作られた企業会計基準第5号では、呼称について、「株主に帰属する資本」を「株主資本」に、「純資産」を「純資産の部」に、そして「その他の要素」を「株主資本以外の各項目」に置き換えた以外、大差ない（企業会計基準第5号、第4-7項）。したがって、企業会計基準第5号における「株主資本以外の各項目」もまた、表示上の中間項目と位置付けざるを得ない。

3 この点については米国の財務会計基準審議会（FASB）や国際会計基準審議会（IASB）でも同じである。なお、FASBやIASBが負債と持分をどう区分しているかについては、後述する予定である。

4 企業会計基準第5号では、「株主資本」と呼んでいる。本稿では、討議資料の記述については「株主に帰属する資本」と呼称し、企業会計基準第5号の記述については「株主資本」と呼称する。

5 企業会計基準第5号では、「株主資本以外の各項目」と呼んでいる。本稿では、討議資料の記述については「その他の要素」と呼称し、企業会計基準第5号の記述については「株主資本以外の各項目」と呼称する。

6 前稿ではこれを「第3区分」としていたが（池田[2006]145頁）、4番目の区分カテゴリーが存在する可能性を考慮して、両カテゴリーを包含する形で、ここでは「中間項目」と呼ぶことにする。

4. ASBJの「純資産」「純資産の部」の検討

本節では、ASBJの「純資産」「純資産の部」の制度上の特徴について検討する。

4-1. 会計理論から見た「純資産」「純資産の部」の制度上の特徴

会計理論でもって会計制度を批判するのは外在的であり、批判にならない⁷。したがって、ここでは、会計理論から見た「純資産」「純資産の部」の制度上の特徴を指摘しておきたい。

①資本・利益の二段階表示と、事実上の中間項目の設定

討議資料では、「包括利益と純資産」の連携を前提にした場合、負債を確定し、純資産を残余とする方式を採用している。

他方、討議資料の「純利益と株主に帰属する資本」の連携を前提にした場合、負債を確定するアプローチを採り、残りの純資産の部について、資本取引をメルクマールとして、株主に帰属する資本とその他の要素に区分する。その結果、貸借対照表の貸方を区分するメルクマールも二段階構えになる。「純利益と株主に帰属する資本」の連携を前提にした場合、負債を確定するアプローチを採るが、残りの純資産の部について、資本取引をメルクマールとして株主資本とその他の要素に区分することから、貸借対照表の貸方を区分する方法としては、二段階アプローチを採っていることになる。

その結果、「その他の要素」が生まれる。その他の要素に含まれる項目の性質は様々で、負債でも株主に帰属する資本でもないという以外に、共通点を見出せない。よってその他の要素は、事実上、表示上の中間項目と考えられる。

かかる「その他の要素」は、企業会計基準第5号でも「株主資本以外の各項目」という呼称で引き継がれているが、制度上は、かかる「株主資本以外の各項目」の登場によって、「株主資本」の範囲が明示されることになる⁸。

②残余概念と株主権益概念の分離

これまでの海外の概念フレームワークにおいては、持分は資産から負債を控除した残余 (FASB [1985] par.35, IASC [1989] par. 49 (c)) と定義され、それが株主⁹の権益 (FASB [1985] par. 60) と性格付けられてきた。

ASBJの「純資産」および「純資産の部」も、海外の概念フレームワークの持分概念と同様に、

7 会計の理論研究にとっては、会計制度に見られる「考え方」を抽出し、それを理論研究の材料の一つとして生かすために、会計制度を検討する必要がある。他方、会計制度構築のための提言を行うためには、理論研究の成果のみならず、企業が受ける影響の検討や、実行可能性の検討などを行う必要があり、そこでは、理論研究の成果は、制度構築のための提言を行うための材料の一つでしかない。さらに、実際の制度設計においては、実務サイドとの交渉が必要になるため、理論研究の成果の重要性はさらに低下するが、実務サイドを説得するための道具の一つとして理論研究の成果が用いられるならば、制度設計においても、理論研究は部分的に必要となる。

8 しかし、従来の資本の部は純資産の部に引き継がれるため、従来の資本の部の紛らわしさが解消されるわけではない。

9 ただし、ここでの株主には、潜在的株主も含まれると解釈される。

資産から負債を差し引いた残余とされている。しかし ASBJ は、「純資産の部」のうち、株主資本を「財務諸表を報告する主体の所有者（株式会社の場合には株主）に帰属するもの」¹⁰と捉え、株主に帰属する権益の金額としている。このことは、純資産の部は、その全体が株主に帰属する金額ではないことを意味している¹¹。したがって、ASBJ の純資産概念においては、資産から負債を引いた残余概念と、株主の権益という概念が切り離されている。

もっとも、その他有価証券評価差額金が登場した段階で、資本の部において、すでに残余概念と株主権益概念の関係は切り離されている（企業会計基準第 5 号、第 29 項）ので、企業会計基準第 5 号ではその状態を追認したともいえる。しかし、株主権益とは、残余請求権のことであるから、株主権益という積極的定義と、残余という消極的定義は表裏一体のものであり、本来は切り離しえないものであることに留意する必要がある。株主権益としての意義を持っているのは、純資産ではなく、株主資本である¹²。

4-2. 他制度との比較に基づく「純資産」「純資産の部」の制度上の特徴

ここでは、討議資料の「純資産」や、企業会計基準第 5 号における「純資産の部」について、国内外の他の制度と比較する。具体的には、討議資料や企業会計基準第 5 号での「純資産の部」に関する規定内容について、日本の会社法・会社計算規則や、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」と略称）、および国際会計基準審議会（以下「IASB」と略称）の会計基準と比較することによって、制度上の特徴と課題を探っていく。

①会社法・会社計算規則との関係

企業会計基準第 5 号は表示に関する基準であり、会計処理に大きな変化は見られない¹³。ここでは株主資本について、従来のように、発生源泉別に資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式といった区分表示がなされている。

しかし、会社法・会社計算規則では、剰余金の分配財源の中に資本剰余金も含まれることになり（小林 [2005] 24 頁）、その他資本剰余金もその他利益剰余金も配当財源として用いることができる。そのため、従来の「資本の部」の中の拠出資本・留保利益の区分において、従来会計が想定してきた配当可能資本・配当不能資本の区分という意味は失われており（梅原 [2005] 39 頁、野口 [2005] 22 頁）、企業会計基準第 5 号における「純資産の部」の中の、発生源泉別の区分に関する規定は、たんなる表示上のものである¹⁴。企業会計基準第 5 号では、発生源泉別に留保利

10 ただし、ここで問題なのは、「帰属」の意味が明示されていないことである。

11 それゆえに、純資産は株主資本の金額と同じではないため、従来「資本の部」と呼んできたものを、企業会計基準第 5 号では「純資産の部」に改めたとしている（企業会計基準第 5 号、第 18-21 項）。

12 企業会計基準第 5 号について ASBJ が公表した英文サマリー（http://www.asb.or.jp/html_e/technical_topics_reports/balance_sheet/bs_e.pdf）では、株主資本は、“owners' equity”と英訳されている。このことから、ASBJ は、株主資本に対して、株主権益という意味を与えているものと考えられる。

13 ただし、会計処理上の変更点がまったくないわけではない。会計処理上の変更点は、川崎 [2005] 171-172 頁、秋葉 [2006] 29-30 頁を参照。

14 会社法でも旧商法と同様に、剰余金の分配可能額は決まっている（第 461 条第 2 項）。かりに分配可能額が投資家にとって有用な情報であったとするならば、貸借対照表の株主資本については、拠出資本・留保利益といった源泉別分類よりも、分配可能資本・分配不能資本といった分配可能性に基づく分類の方が合理的ではなからうか。

益と拠出資本（払込資本）を区分表示することが情報提供の面で従来意味を持ってきたために、会計基準でもそれを踏襲したとされている（企業会計基準第5号、第28項）。しかしそれならば、資本金と資本剰余金は等しく株主を源泉とするものであるため、会計上両者は分けなくてもよいはずである。したがって、両者の区分は、会計からみれば、会社法や会社計算規則という外在的な要因に依拠しているにすぎない。

また、従来行われてきた拠出資本と留保利益の源泉別区分は、配当限度額の表示として意味を持ってきたのであって¹⁵、源泉別区分が配当可能・配当不能の区分と結びつかなくなった現在では、「資本の部」を資本金、資本剰余金、利益剰余金と区分してきた従来実務からの連続性を意識したものと考えられる。

これらのことより、企業会計基準第5号の規定は、会社法・会社計算規則の規定や、あるいは「資本の部」を資本金、資本剰余金、利益剰余金と区分してきた従来実務からの連続性を意識したものと考えられよう。

② FASB・IASB との比較

では、諸外国における、負債・持分の区分に関する会計基準と比べた時、討議資料や企業会計基準第5号に見られる ASBJ の規定内容には、どのような特徴が見出されるのであろうか。ここでは FASB の公開草案（2000年10月公表）および基準書第150号（2003年5月公表）と、IASB の国際会計基準改訂第32号（2003年12月公表）と比較する。

基準書第150号では、①強制的な償還を要する金融商品は負債であること、②資産で自社株式¹⁶を買い戻す義務を伴う金融商品は負債であること、③一定でない数の自社株式の発行によって決済する必要がある（あるいは決済できる）義務を含む金融商品で、貨幣的価値¹⁷が（a）あらかじめ一定額で固定されている、（b）自社株式の公正価値以外の指数等の変動に基づいている、あるいは（c）自社株式の公正価値の変動とは反対方向に変動する場合には、その金融商品は負債であることが規定されている（FASB [2003] pars, 9-12）。しかし、基準書第150号は暫定基準であり¹⁸、FASB が想定している全体像は2000年公開草案に見ることができる。FASB 公開草案は、一方で負債の定義を満たせば負債とみなすことを規定（FASB [2000] par. 17 (a) (b)）し

15 拠出資本・留保利益といった源泉別分類に対する現在の意味づけを考えるならば、債務契約に対する有用性（野口 [2002] 18-19頁）などの、新たな情報提供上の意味を考える必要がある。もしくは、注14で述べたように、配当限度額を配当不能資本として示し、配当可能額を配当可能資本と示す方が情報提供上は有用かもしれない。

16 ここで、自社株式とは、自社が発行した株式、発行する（未発行の）株式、いったん発行したが買戻した株式（「自己株式」と呼ばれる）の全てを含む。

17 貨幣的価値とは、「現在の市場の状況に対する変化がないと仮定した場合に、満期時における義務の決済において、その金融商品要素のホルダーに引渡されるであろう価値の金額」を指す（FASB [2000] par. 6）。たとえば、100円で株式を発行する義務は、株式市場における価格がどうなろうとも、その義務の決済のために100円という一定額で株式を発行しなければならない。したがって、この義務の貨幣的価値は、株価の変動にかかわらず100円である。他方、義務の履行時点の株価で株式を発行する義務は、株価の変動によって貨幣的価値が変動することになる。たとえば、その義務を発行した時点で株価が100円であったとすると、義務発行時点の貨幣的価値は100円である。しかし、その後に株価が120円に変動したとすると、当該義務の貨幣的価値は120円に増大することになる。

18 なお、基準書第150号では「負債の定義に資本所有関係の不在という条件を含む」ような「負債の定義の変更が必要である」ことを決定し（FASB [2003] par. B17）、負債の定義の変更を今後の検討課題としている。その意味で基準書第150号は暫定基準である。しかし、本来ならば「現行の概念書第6号における負債の定義に合致しない」（FASB [2003] par. B30）義務を、「資本所有関係よりも債権・債務者関係に近い関係を構築している」（FASB [2003] par. B13）という理由で負債にするのは、牽強付会というべきであろう（池田 [2006] 152頁）。

つつ、もう一方で、義務のうち自社株式による決済が要求される（許容される）義務としての金融商品については、その金融商品の価値変動が株価変動と同方向に連動するならば、その金融商品を持分とすることを規定し、それ以外のものを負債としている（FASB [2000] par. 17 (c)）。

他方、IAS 改訂第32号では、以上の（a）（b）の条件の両方を満たせば持分金融商品となる（IASB [2003] par.16）。

（a）契約上の現金その他の資産を提供する義務（ないし発行者に潜在的に不利な条件で資産や負債の交換を行う義務）がない

（b）決済が自社株式で行われる、または自社株式で決済される可能性がある場合、（i）一定数ではない自社株式の引渡を発行者が行う義務を含まない非デリバティブ、ないしは（ii）一定数の自社株式と一定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済されるデリバティブ。発行者自身の持分金融商品（自社株式）は、それ自体は発行者自身の持分金融商品の将来の受取・引渡に対する契約である金融商品には含まれない。

（a）は義務に合致していることをもって負債とするものである。しかし（b）は、一定額・一定数の自社株式引渡義務のみを持分と捉え、それ以外を負債と捉える¹⁹。契約の価値や、契約の決済の際に引き渡される自社株式の価値に、変動があるような契約は、「特定の持分権益についての義務というよりも、特定の金額についての義務」（IASB [2003] par. BC13）なので負債であるとされる²⁰。言い換えれば、一定額・一定数の自社株式引渡義務を、「持分権益についての義務」と捉えるアプローチである²¹。

その意味において、これらの規定は、負債を確定して持分を残余とする方式と、持分を確定して負債を残余とする方式が混在した「二段階アプローチ」（AAA [2001] p. 390）である。このような負債・持分の区分を行うと、最初の段階で区分された負債と次の段階で区分された負債が、同じ負債として一括して示され、その一方で、最初の段階で区分された持分と次の段階で区分された持分が、同じ持分として一括して示される（池田 [2002] 101頁）。その結果、事実上の中間項目が負債にも持分にも紛れ込んでしまい、負債に含まれる項目、あるいは持分に含まれる項目の性質について、首尾一貫した説明が不可能になる。

企業会計基準第5号では、明確な負債が示され、明確な持分が株主資本として示されているという点が、他の基準にはない特徴ではあるが、事実上の中間項目が負債ないし持分（あるいはその両方）に紛れ込んでいる点では、ASBJ、FASB、IASB のいずれの基準も変わるところはな

19 たとえば、1,000円の支払義務について、自社株式の株価に関係なく自社株式を1株当り100円で10株引き渡す場合のように、引き渡す自社株式の価格と株数があらかじめ決まっている場合には持分となる。いっぽう、1,000円の支払義務について、引き渡す自社株式の数をそのときの自社株式の株価に基づいて決めるような場合（たとえばその時点の株価が1株当り50円なら引き渡す株数は20株になり、1株当り125円なら引き渡す株数は8株になる）には負債となる。

20 当該契約の履行のために引渡された自社株式は、「通貨として」（IASB [2003] par. BC10）用いられているとみなす。

21 しかし、自社株式引渡義務であれば全て、株式という持分権益を表象する証券に対する義務であり、同時に株式に付されている金額についての義務である。ゆえに、ある自社株式引渡義務が持分権益に対する義務であるから持分であって、別の自社株式引渡義務が金額に対する義務であるから負債であるというのは程度の問題であって、論理的には説明がつかないであろう。

い²²。

4-3. 財務諸表分析における「純資産の部」の課題

利益の報告については、現在のところ包括利益の報告が日本で制度化されているわけではないが、会社計算規則によれば、包括利益を報告することができる（会社計算規則第126条）とされているため、将来的には、純利益とあわせて包括利益を報告するという状況が生じることも考えられる。

その場合、財務諸表の利用者が財務諸表分析を行う際に、この企業会計基準第5号によって作成された財務諸表を利用する上で課題になるのは、資本利益率や自己資本比率・負債比率の算定と評価において、「純資産と純利益」「純資産と包括利益」「株主資本と純利益」「株主資本と包括利益」の組み合わせのどれを用いるか、ということである。

さらに、株主資本以外の各項目に含まれる各要素についても、個別の判断が必要となる。株主資本以外の各項目には、評価・換算差額、新株予約権、少数株主持分の三通りの要素が混在している。利用者にとっては、財務諸表分析の対象や目的によって、株主資本以外の各項目に含まれる各項目について、負債と扱うか、自己資本と扱うかの判断が必要となる（桜井 [2005] 44-45頁）。

たとえば、自己資本比率や自己資本純利益率²³を算定する際の自己資本や、1株当たり純資産の算定の時の純資産（自己資本）について考えてみよう。このとき、企業集団の株主全体の立場からは、少数株主持分は自己資本（純資産）に含めるが、まだ株主になっていない者からの資金提供である新株予約権は、自己資本から除外されることになるかもしれない。また、親会社の立場からは、少数株主持分を自己資本から除外するだけでなく、親会社に帰属する評価・換算差額を自己資本に含めるが、少数株主に帰属する評価・換算差額を自己資本から除外することもありうる。

そして、株式市場において投資家は、「純資産の部」における「その他の構成要素」のそれぞれの項目に対して、どのような判断を下すであろうか。評価・換算差額を含む包括利益の有用性の検証については研究の蓄積があるが、それだけではなく、さらに、「ある項目を株式市場は負債と判断するか、純資産と判断するか、あるいはどちらともいえないと判断するか」といった、実証研究の蓄積が必要となる²⁴。

22 理論的にみれば、二段階アプローチの採用と、それに伴う事実上の中間項目の発生という面では ASBJ・FASB・IASB とともに共通している。しかし会計の利益計算上は、中間項目をどのように位置付けるかが問われる（FASB [1990] par.209、徳賀 [2003] 22頁）。よって、利益計算上は、負債と持分の二区分までしか成立せず、中間項目を生み出す二段階アプローチは論理上成立しない。

23 自己資本利益率を含む資本利益率の算定に際しては、利益指標として純利益を採るか包括利益を採るかは、意見の分かれるところであるし、いわゆる「その他の包括利益（包括利益と純利益との差額）」の構成要素のうち、資本利益率の算定に用いる利益として、どの構成要素を利益とみなし、どれを利益から除外するかという取捨選択についても課題となる。

24 こうした実証研究はあまり多くはないが、大日方 [2006] は、「純利益（純資産）に少数株主損益（少数株主持分）を加えると、純利益（純資産）の value relevance は低下する」という仮説を棄却する形で、「『貸借対照表で少数株主持分を純資産に含めるのにもなって、連結純利益と少数株主損益の合計を損益計算書の最終損益にする』という提案は、少なくとも value relevance の観点からは否定することができない」としている（大日方 [2006] 23-29頁）。これと同様に、Chengらは、少数株主持分は持分的（equity-like）であるという結果を得ている（Cheng et al. [2003] p.21）。しかし、償還義務付優先株式（redeemable preferred stock）については有意な結果が得られなかったという（Kimmel and Warfield [1995] p.165, Cheng et al. [2003] p.21）。

5. 結論と理論的含意

本稿では、ASBJ 討議資料の「純資産」と、それを基にした ASBJ 企業会計基準第 5 号の「純資産の部」について検討を行った。

ASBJ 討議資料の「純資産」は、株主に帰属する資本（企業会計基準第 5 号では「株主資本」）とその他の要素（企業会計基準第 5 号では「株主資本以外の各項目」）に分けられており、株主に帰属する資本には純利益が、株主に帰属する資本にその他の要素を含めた純資産には包括利益が対応している²⁵。そして、純資産を残余とし、株主の權益は株主に帰属する資本として定義していることから、残余概念と株主權益概念が切り離されている。

企業会計基準第 5 号の「純資産の部」における「株主資本以外の各項目」の位置付けを考えた時、株主資本から見れば「株主資本以外の各項目」は事実上の中間項目であり、負債概念に合致しないためにやむを得ず純資産の部に計上しているという側面が強い。他方、純資産から見れば「株主資本以外の各項目」は純資産の一部であるが、株主資本以外の各項目は雑多な項目が混入している。

これらのことより、純資産という概念は、国際的調和化の側面から諸外国の概念フレームワークに適応させることが目的で登場したように思われる。そして、「株主資本以外の各項目」という事実上の中間項目を、国際的な動向を勘案する形で純資産の部の中に埋め込んでいる。つまり、この企業会計基準第 5 号では、国内的対応と国際的対応の両方を同時に行おうとしているのである。

企業会計基準第 5 号では会社法・会社計算規則規定との関係や、従来実務との連続性も考慮に入れて、純資産内部の表示を行っている。また、諸外国の負債・持分を区分する規準に比べれば、負債と株主資本の範囲が明確であるが、事実上の中間項目が混入している点では諸外国の会計基準と同じである。

こうした中間項目ともいえる「株主資本以外の各項目」の扱いをめぐり、財務諸表分析を行う側の目的や立場によって、当該項目の扱いが異なってくる。また、「株主資本以外の各項目」の扱いは、「ある項目を市場は負債か純資産のどちらと判断しているか、それともいずれともみなしていないか」を検証する実証研究の蓄積を要する課題でもある。

こうした議論から理論上の含意を導き出すと、まず一つには、持分概念の問題が挙げられよう。持分概念において、資産から負債を引いた残余という概念は、株主の残余請求権という概念と合致するはずである。なぜなら、残余請求権における「残余」は、資産から負債を引いた金額になるからである²⁶。しかし ASBJ の純資産概念では、この両者が切断されている。このようなことから、持分概念に対する、さらなる理論的検討が必要となる。

25 このことから、連携関係を 1 つに絞らなくても財務諸表の体系は構築できるし、2 つの連携財務諸表を 1 つに統合することも可能であるということが、理論上明らかとなる。

26 持分概念における「残余」としての性質は、収益から費用を引いた残額としての利益が、持分の勘定に振り替えられることから生じている。ここで問題になるのは、利益と持分が誰にとってのものであるのかという、会計主体の問題である。

そして、ASBJ では残余と株主権益（株主の残余請求権）の差が、「株主資本以外の各項目」という事実上の中間項目として生じる。ASBJ がこのような会計基準を設定する理由として、国際的には中間項目を解消する方向にある（企業会計基準第5号、第20項）ことから、そうしたIASB やFASB 等の国際的動向に歩調を合わせようとしていることが挙げられる。IASB やFASB では、事実上生じる中間項目を負債・持分と呼ぶことによって解消しようとするが、そうすると負債・持分が1つの概念で説明できなくなる。

ASBJ、IASB、FASB に共通する、事実上の中間項目の生起という問題は、かかる中間項目に含まれる項目に原因があるのかもしれないが、このような項目が不可避免的に発生する以上、負債概念・持分概念とその適用、そして両概念の組み合わせ方の問題と考えられる。こうした負債・持分の区分の問題は、負債概念と持分概念の定義のあり方の問題、そしてそれらの概念の適用の問題、さらには両者の組み合わせ方の問題といった課題を、順を追って検討する必要があるものと考えられる。そのような検討を通じて、すべての項目について適用される、負債・持分の区分に係る包括的規準が構築されるものと考えられる。

（本稿は、高崎経済大学特別研究奨励金の交付を受けた研究成果の一部である。）

（いけだ ゆきのり・本学経済学部助教授）

参考文献

- ・秋葉賢一 [2006] 『『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』について』『JICPA ジャーナル』第18巻第2号、25-31頁。
- ・池田幸典 [2002] 「負債・持分の区分の会計問題に関する理論的考察」『帝京経済学研究』第36巻第1号、96-113頁。
- ・池田幸典 [2006] 「負債・持分の区分の規準の諸相」『高崎経済大学論集』第48巻第4号、143-156頁。
- ・梅原秀継 [2005] 「会計理論からみた資本の部の変容」『企業会計』第57巻第9号、34-41頁。
- ・大日方隆 [2006] 「負債の概念と利益の Value Relevance」『会計』第169巻第1号、20-33頁。
- ・川崎聖敬 [2006] 「企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』及び企業会計基準適用指針第8号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針』について」『税経通信』第61巻第4号、166-172頁。
- ・企業会計基準委員会（ASBJ）基本概念ワーキング・グループ [2004] 「財務諸表の構成要素」『討議資料・財務会計の概念フレームワーク』（改訂版）企業会計基準機構。
- ・小林量 [2005] 「新会社法による資本の変容」『企業会計』第57巻第9号、18-26頁。
- ・桜井久勝 [2005] 「新資本制度下の財務諸表分析」『企業会計』第57巻第9号、42-48頁。
- ・徳賀芳弘 [2003] 「負債と資本の区分」『企業会計』第55巻第7号、18-25頁。
- ・徳賀芳弘 [2005] 『『討議資料』の特徴と論点』斎藤静樹編著『討議資料財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、165-180頁。
- ・野口晃弘 [2002] 「商法改正と資本金の再構築」『会計』第162巻第5号、14-23頁。
- ・野口晃弘 [2005] 「会社法への企業会計基準の対応」『経営財務』第2738号、22-26頁。
- ・森川八洲男 [2002] 「新会計基準における『資本の部』の分類の特質」『企業会計』第54巻第7号、18-26頁。
- ・American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAA·FASC) [2001] "Evaluation of the FASB's Proposed Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both," *Accounting Horizons*, Vol.15, No.4, pp.387-400.

- Cheng, Q., P. Frischmann, and T. Warfield [2003] “The Market Perception of Corporate Claims,” in *Research in Accounting Regulation*, edited by G. J. Previts, Vol.16, JAI Press, pp.3-21.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1985] *Elements of Financial Statement*, Statement of Financial Accounting Concepts No.6. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社、2002年)
- FASB [1990] *an analysis of issues related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, Discussion Memorandum.
- FASB [2000] *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*, Exposure Draft.
- FASB [2003] *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, Statement of Financial Accounting Standard No.150.
- International Accounting Standards Committee (IASC) [1989] *The Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書2001』同文館、2001年)
- International Accounting Standards Board (IASB) [2003] *Financial Instruments : Disclosure and Presentation*, International Accounting Standard No.32 (revised in December 2003). (企業会計基準委員会訳『国際財務報告基準書 (IFRSs™) 2004』レクシスネクシス・ジャパン、2005年)
- Kimmel, P. and T. Warfield [1995] “The Usefulness of Hybrid Security Classifications : Evidence from Redeemable Preferred Stock,” *The Accounting Review*, Vol.70, No.1, pp.151-167.